

# 令和6年香美市議会定例会

## 7月臨時会議会議録

令和 6年 7月26日 開 議

令和 6年 7月26日 散 会

香 美 市 議 会

令和6年香美市議会定例会

7月臨時会議会議録（第1号）

令和6年7月26日 金曜日

令和6年香美市議会定例会7月臨時会議会議録（第1号）

招集年月日 令和6年7月26日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 7月26日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	税務収納課長	猪野高廣
副市長	村上真祥	健康推進課長	宗石こずゑ
総務課長	竹崎澄人	建設課長	野村文紀
企画財政課長	黍原美貴子		

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	生涯学習振興課長	小松幸春
教育次長	中山泰仁		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

議案第53号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第3号）

議案第54号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 議員提出議案の題目

なし

## 議事日程

令和6年香美市議会定例会7月臨時会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和6年7月26日(金) 午前9時30分開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第53号 令和6年度香美市一般会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第54号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会議録署名議員

12番、笹岡優君、13番、濱田百合子君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから令和6年香美市議会定例会を再開し、7月臨時会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定しました。

### 【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、12番、笹岡優君、13番、濱田百合子さんを指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

監査委員から例月現金出納検査の結果について報告書が提出されています。

次に、令和6年香美市議会定例会6月定例会議において可決いたしました、訪問介護事業所への支援を求める意見書、えん罪被害者のための再審法改正を求める意見書及び聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書は、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

その他の報告事項につきましては、議長報告書のとおりです。

日程第4、議案第53号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第54号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

行政の報告及び議案の提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和6年香美市議会定例会7月臨時会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

本定例会議に提案します議案について御説明いたします。

議案第53号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。

議案第54号は、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

以上、議案2件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本芳男君）　　これで、市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議会運営委員会からの協議結果報告書のとおり、今臨時会議に提案された議案は香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君）　　異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第4、議案第53号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君）　　補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本芳男君）　　補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君）　　議案書17ページの2款、2項、1目で、議案細部説明書6ページですが、定額減税補足給付金を行う場合、具体的にどんな事務作業が起こるのかなど。大変煩雑な事務作業になると思えますが、その辺の説明をお願いします。

○議長（山本芳男君）　　税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君）　　笹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

会計年度任用職員を雇用しまして、定額減税補足給付業務の作業内容でございますけれども、定額減税補足給付金の対象者約4,700人に発送する通知書の印刷、封入作業、そして、対象者リストと返送されました書類の突合作業、また、返送されました書類の内容確認、その他電話対応や窓口対応での業務を考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君）　　ほかに質疑はありませんか。

5番、西山潤君。

○5番（西山潤君）　　議案書17ページ、4款、衛生費、7目、保健事業費116万6,000円の補正についてお尋ねします。

議案細部説明書7ページによりますと、成人歯科健診申込者数が想定より大幅に超えそうということで、これは大変うれしい、よいことだと思いますが、県補助金の上限枠

はあるのでしょうか。というのは、今、300人を想定していますがけれども、それをさらに超える申込みがあった場合、さらに県は補助金を出してくれるのか、そこをお聞きします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 西山議員の質問にお答えしたいと思います。

県の上限はないとなっておりますので、安心して使えるのかなと思っています。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 議案書17ページ、4款、1項、8目、12節、保健福祉センター費の施工監理委託業務についてお伺いします。

議案細部説明書によりますと、施設内に複数工事があるため、施工監理を一括的に執り行うための追加補正になっておりますけれども、まず、この委託業者の選定方法と、併せて、この複数の工事には、14節にありますプロジェクター関連の工事も含まれているのか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

まず、委託監理業者の選定方法は入札で行うようになります。

整備する設備の内容ですけれども、当初予算にプラスして、駐車場の西側フェンスとか、それから、パブリックビューイング用のプロジェクターを含む予定となっております。選定方法は同じく入札で行う予定です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そういった複数の工事があるということですがけれども、施工監理を一元的に行うというところで、工事業者は複数のいろいろな事業者になるけれども、全体の施工監理だけを行う業者を指定することになりますか、それとも、同一業者が全体の工事を行うことになるのか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

工事は施工監理委託業務として一括で行っていただきますので、そこは1者になると思います。それで、いろいろな業者に工事をしてもらうことを想定しております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 同じ箇所での14節でお伺いいたします。

実際の工事で、西側フェンスとパブリックビューイングの改修工事が出ておまして、特に、そのパブリックビューイングの具体的な計画内容を、少し詳しくお聞きしたいところです。工事費用が約540万円と、高額なのかなという気もしております。工事としか書かれておりませんが、実際、工事以外のライセンス料とかが要るんじゃないかな

いかなとも思ったりするんですが、そこら辺の見通し、計画内容をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） パブリックビューイングに関しましては、朝ドラ「あんばん」の放送の初回と最終回について、保健福祉センター香北で計画したいと思っております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 具体的には初回と最終回で、それ以外にパブリックビューイングを利用する計画はないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今のところ、必ずしたいと思うのは初回と最終回で、またいろいろ検討はしていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 補足でお答えいたしますけれども、朝ドラ「あんばん」終了後につきましては、施設にそういう器具がついたということで、また地域の方に利用してもらうとか、そういうことは想定しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そのパブリックビューイング用に整備する設備の内訳、どういった内容の工事を考えているか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

プロジェクターは、ズームレンズつきで構える予定です。あとは、アンテナ改修工事とか、設備機器の改修・入替え、それから、電装配線の改修・入替えなどで計上させていただいております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） これは、2階のホールに設置するイメージですか、それ以外のところには全然考えていないのでしょうか。これをやることによる効果も含めて、どういう形でこれを計画したのかなという、そこはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回は、当然、朝ドラ「あんばん」放送で、市民と一緒に盛り上がりたいということで、この計画を立てさせていただきました。固定のもので、この機材をどこかに持っていけるものではございません。また、先ほど課長から答弁がありましたとおり、この設備をしっかりと生かしていきたい思いもありますし、笹岡議員も、先日、歌を歌われたという話も聞いておりますが、いろんな形で市民にとって愛される施設にもしていきたいと考えております。

- 議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。  
12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） 議案書18ページ、6款、2項、2目の14節で、議案細部説明書10ページですが、山地災害防止事業費が計上されていますけど、大栃のどこなのか、その場所をちょっとお願いしたいのですが。
- 議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。
- 建設課長（野村文紀君） お答えいたします。  
この山地災害の場所ですけれども、物部町大栃で大比トンネルの東辺りになります。  
以上です。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） どんな状況なんですかね、今。状況が分かれば詳しくお願いします。
- 議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。
- 建設課長（野村文紀君） 大比トンネルの東辺りになりますけれども、山腹崩壊が起こっているような状態でございます。それを修繕するための事業費でございます。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） 山腹崩壊で、幅がどれぐらいとか、具体的に高さがどれぐらいとか、説明できたらお願いします。
- 議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。
- 建設課長（野村文紀君） 具体的な内容はちょっと資料が手元にございませんで、すみません。
- 議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。  
12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） 続けて、議案18ページの6款、2項、3目、10節とその次も含めて、議案細部説明書11ページと12ページですが、両方聞きます。  
香北町で何か所上げているか、それと同時に、物部町で崩土撤去をするようになっていきますけど、どこに持っていくのか。香北町と物部町の箇所と、土の持って行き場所をお願いします。
- 議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。
- 建設課長（野村文紀君） お答えいたします。  
まず、香北地区でございますが、箇所としましては11か所になります。物部地区は10か所の対応と、今後、また台風時期に入ってきますので、見込まれる部分も含めまして予算計上させていただいております。内容としましては、崩土とか、支障木の撤去などが主なものになります。撤去しました土砂の持って行き先でございますが、今のところ、民間の残土などの捨場へ持って行かせていただくように予定しております。  
以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 8款、2項、3目、14節です。議案細部説明書では14ページです。

補正が必要な理由を書かれていますけれども、①、②に対しまして、保健福祉センターから大川上美良布神社への経路と書いていますけど、横断歩道を渡って、下って、大川上美良布神社に行く辺りのことかと思えますけど、具体的な工事内容をお示しいただきたいのと、それから、②につきましては、これどこか分からなかったの、葦生野辻ドウ線舗装改修工事ですか、ちょっと具体的に示していただきたいと思えます。工事期間もお願いします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

2路線ございまして、まず、1つ目の市道大宮線でございます。こちらは、国道から大川上美良布神社へつながっていく市道になりまして、国道から神社のほうへ行きますと、すぐ東、右手に、ちょっとのり面が草の状態が残っているような場所がございます。そこに幅員がちょっと狭くなっている箇所がございますので、今、草が生えている部分の路側を改修して、舗装もやり直して、通れる幅を広げるような工事内容になっております。

それと、2つ目の市道葦生野辻ドウ線でございます。場所としましては、国道より南になりますが、松本コンサルタント辺りを南へずっと入っていただいた突き当たりに近いところの市道になっております。こちらは幅員が狭くて、舗装も大分掘れ込んでいるような状態で、福祉車両の往来などにも支障を来しているということから、舗装の打ちかえをするような予定をしております。

工事の予定期間としましては、年度内完成を目指して順次発注をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 説明を聞いたのですけれども、①の部分で、草を刈った後は道幅が広がって通りやすくなるということなのか、②について、松本コンサルタントの南側も福祉車両の往来に支障があるということは、そこも幅員が広がるということですね。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、大宮線でございます。今、のり面の斜めになっているところに草が生えていて、舗装している部分がちょっと狭くなります。路側を改修して上げていく、草の部分を舗装工事することで通れる幅が広がる。道自体、お隣の土地を分けていただいとかがい

うことはなしに、今の道路幅の中ではありますけれども、路側改修することで実際に通れる幅がちょっと広がるということです。

それと、蕪生野辻ドウ線も、実際に幅員を広くすることはできないです。今の幅員の中ではございますけれども、舗装が大分掘り込んでおったりして通りにくくなっている現状を回復するために、舗装工事を予定しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ①は、住民からの要望で書かれていますけれども、この要望はどのような形で上げられてきたものなのかと、もう一点は確認になりますが、民有地を購入してではなく、あくまで市有地だと思うんですけれども、隣接する地権者との協議は進まれているのか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

この市道大宮線でございますが、先ほどお答えしたように、民地を新たに購入とか、寄附をいただいているわけではなく、現在の市道の幅員範囲内での対応となります。隣接者の方には、当然、工事の手前に御説明をさせていただいてと考えております。また、ここは朝ドラ「あんばん」の関係で、観光客も多くいらっしゃる路線でございます。アンパンマンミュージアムから大川上美良布神社を通過して商店街のところを周遊する、やなせたかし先生のシンボルロード的に舗装などもやり替える路線の一部、あるいは、そこへ通ずる道でもございますので、そういった面からも、今回改修の補正を上げさせていただいたところです。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 住民要望はどういう形で上げられたのか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 失礼しました。

住民の方からも、ここが狭くなっているのではというお話を伺っております。具体的に、要望書とか書面ではないと思っております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 議案書19ページと20ページを併せてお聞きしたいと思います。

まず、議案書19ページ、11の1の1の14節、それから、11の1の2の12節と14節、20ページの11の2の1の14節で、それぞれ5月の豪雨災害での予算計上かと思うのですが、場所と状況等をお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、11の1の1の14節でございます。農業現年災4か所、単独災3か所を上げ

させていただいております。この補助災につきましては、まず韮生野の農業用用水路、同じく韮生野の田、それと、平山地区の田と逆川地区の田が被災してございます。単独災につきましては3か所ございまして、逆川、本村、大栃の各農道でございます。雨によりまして崩れたりしておりますので、その復旧でございます。

続きまして、20ページの11の1の2の12節と14節でございますが、林業現年災に係るものが5か所となっております。まず、谷相線、押谷線、西熊線、程野線、それと、平井線となっております。こちらも林道が被災しておりますので、その復旧工事と、また、その工事に係る委託になります。

同じく、11の2の1の14節は公共土木補助災になります。こちらは3件ございまして、道路が2件、河川が1件の合計3件となっております。道路ですが、市道入野佐岡線、それと、香北町西川にあります市道佐敷線の2か所、河川につきましては、物部町仙頭の泉谷川支川の1か所、合計3か所となっております。いずれも5月豪雨による被災でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第54号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 少しお聞きします。

特別措置法自体が令和13年3月まで10年間の時限立法であって、今回の省令改正にて3年間延長されたということではありますが、この期間延長の背景を聞きたい。併せ

まして、基本、固定資産税の免除に係る部分は、令和13年まで続くという認識でいい  
のか。また、本市において、資本金5,000万円以上の法人の新設・増設にて制度が  
適用されるということではありますが、そのケースはどれぐらいであったか。また、今後  
はどのように展開していくのか、お聞きします。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えします。

この延長の背景でございますけれども、このたびの条例改正につきましては、令和6  
年度の税制改正大綱に基づく改正であると認識しておりまして、改正内容につきましては  
は、過疎地域における事業用設備に係る割増償却期間の延長であることから、個人や法  
人が設備等を取得した場合に、課税の繰延べ効果が発生します。このことから、設備投  
資直後の企業等の資金繰りを支援できるものと考えておりまして、期間の延長は3年さ  
れたわけです。法自体は10年になってはいますが、この固定資産税を免除する適  
用期間延長につきましては、取りあえず3年と考えております。

また、この間の実績ですが、令和3年度には1者、令和4年度も1者ですね、そして、  
令和5年度が2者となっております。

今後の見通しにつきましては、個人や企業の設備投資がどれくらいになるかによりま  
すので、私どもとしましては具体的な見通しを立てておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 合計4社ですが、個人、法人の区分け、それと、テクノ  
パーク等の関連はどうなのか、そこら辺をちょっと具体的に聞きます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これにつきましては国の方針でありまして、固定資産税と  
いうところで、先ほど課長からも御答弁させていただきましたが、設備投資への補助で  
あると。この設備投資というのは、企業が成長する際に機械類を更新し、そして、利益  
を上げていくところに雇用が生まれ、また、地域産業の活性化になります。先ほど、テ  
クノパークというお話がありましたが、当然、テクノパークの企業にも使っていただ  
きたいと思っておりますし、また、それ以外にも、いろいろな企業に使っていただ  
きたいと思っております。

こういった制度は、一定周知はされているとは思いますが、個人の事業者が事業を成  
長させたいとかがあれば、ぜひともPRして使っていただき、そして、市としても積極  
的に応援させていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） ほかに。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 課長に聞いたけど、具体的に、個人が何社で、5,000  
万円以上の法人が何社という、この4社の区分分けはどうなのかと。それで、テクノパ

ークに入った企業はこれを適用されたのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 過疎地域における事業用設備に係る割増償却の制度ですけれども、個人または資本金が5,000万円以下の場合は、500万円以上のものの償却資産が割増しになると。機械類ですと普通償却限度額の32%増し、建物等ですと48%増し、割引の償却は最大5年間適用になっています。また、資本金が5,000万円以上1億円以下ですと、1,000万円以上の設備投資が対象になる。資本金1億円以上になると、2,000万円以上のものが対象になるということです。業種でいいますと、農林水産業と販売業や情報サービス業は、資本金に関係なく500万円以上のものが対象になることになっていまして、償却資産税に課税される部分が、償却が割増しになることによって納める税が少なくて済むという意味から、設備投資直後の企業等の資金繰りを支援できるものと考えていると答弁させていただきました。

それで、金額等も手元にちょっと資料がありますが、令和3年度に整備した設備について、所得価格5,000万円以上の会社が令和3年度、4年度、5年度と購入しておりまして、令和3年度に購入したものが、令和3年度、4年度、5年度とか、令和4年度、5年度、6年度とか、令和6年度、7年度、8年度となります。令和3年度、4年度は睦月電気で、個人事業のところは500万円以上の設備投資で、令和5年度、6年度、7年度と、それから、令和6年度もテクノパークに入ってきた会社が1社がございます。このたびの法改正では、令和6年度、7年度、8年度の3年間に取得したものについて、この制度が適用されることとなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 確認なんですけど、過疎地域として、香美市の全部がこれを適用対象地域という認識で構わんのかどうか第1点と、同時に、一定の減免した場合の財政補填はどういう形になるのか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 過疎地域に関しましては、香美市は全域が現在のところ該当しております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 地方税の課税免除等に係る減収補填措置で、一定の要件を満たした過疎地域において課税免除、または不均一課税を行った場合、地方税の減収分を地方交付税で補填する措置ですと、総務省のホームページに記載されております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。  
「なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
「なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第54号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)
- 議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。  
以上で、今臨時会議に付された議案は全て終了しました。  
以上をもちまして、7月臨時会議を終了し、令和6年香美市議会定例会を散会いたします。  
(午前10時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

7月臨時会議会議録

卷末掲載文書

令和6年香美市議会定例会7月臨時会議  
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	7月26日（金）	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審議期間の決定</li><li>・ 会議録署名議員の指名</li><li>・ 諸般の報告</li><li>・ 議案提案 説明～採決</li></ul>

議会運営委員会の協議結果の報告

令和6年香美市議会定例会7月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- （1） 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2） 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

令和6年香美市議会定例会7月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第53号	令和6年度香美市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	6. 7. 26
議案 第54号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	6. 7. 26